

# 国立大学法人 福島大学

## 経済社会を支える会計と監査

- 利益の測定とその方法
- 現代社会における企業会計の役割
- 会計情報の信頼性を保証する監査

2019年5月23日

公認会計士・監査審査会

会長 櫻井 久勝

---

# 利益の測定とその方法

- 利益を測定することの重要性
- 利益を測定する技術の誕生と普及

# 「会計」という言葉で 何をイメージしますか？

## ■たとえばグループ旅行の会計記録

(収入) 参加費	30,000×5人		150,000
(支出) 交通費	8,000×5人	40,000	
宿泊費	12,000×5人	60,000	
飲食費	7,000×5人	35,000	<u>135,000</u>
		残額	<u>15,000</u>

## ■どんな役に立つか

- ・残っているべき現金額を明らかにして紛失を予防 (財産管理)
- ・参加者への会計報告 (幹事の信任)
- ・次回の旅行計画の基礎データ (将来への参考資料)

■会社の会計には、**もう一つの重要な役割**がある。

# 会社の経営のための会計

- 人間が一人でやれることには限界。そこで大勢が力を合わせて会社を作り、人々の生活に必要なものを生産し販売。
- しかし会社を作っただけで自動的にうまくいく保証なし。
- 会社の経営がうまくいっているか、反省と改善が必要。
  
- 会社の経営の成功と失敗は、何で判断するか。
- ひとつの重要な尺度は会社のもうけ、すなわち「利益」。
- もちろん、利益だけが会社の目的ではないけれど・・・。
- 損失がかさめば財産が減少して倒産の危機が迫り、雇用も維持できないので、利益の獲得は不可欠の前提。
- 競争相手が黒字（利益）なのに、わが社が赤字（損失）なら、経営の改善が必要な証拠。
  
- いわば「利益」は会社の成績であり、健康診断の体温計と同様である。
- 企業会計の重要な役割は、利益を測定し、関係者に報告すること。

# 利益はどんな方法で測るのか

- 企業経営に伴う財産の変化「**貸借対照表**」

現金 500	借入金 200
	資本金 300

左右同額

現金 100	借入金 200
商品 400	資本金 300

商品250を280で掛売

現金 100	借入金 200
商品 150	資本金 330
売掛金 280	

+30 利益

- 利益はどうやって生じたか「**損益計算書**」

費用 (売上原価) 250	収益 (売上高) 280
---------------------	--------------------

利益 30

- 投下資本に対する利益率  $30 \div 300 = 10\%$

**自己資本利益率**は、出資者からみた会社の成績

# さまざまな会社の利益率

自己資本利益率 (ROE) = 純利益 ÷ 自己資本 = ? %

2019年3月までの1年間の成績：金額は億円

会社名	利益	資本	利益率
• トヨタ自動車	18,829	190,421	9.9 % 日産 6.0 %, ホンダ 7.5 %
• ソフトバンク	14,112	64,028	22.0 % NTT 9.3 %, KDDI 15.5 %
• 三井住友銀行	7,267	105,794	6.9 % みずほ 1.0 %, ゆうちょ 2.3 %
• 吉野家(2月)	△60	539	△11.1 % 松屋 5.5 %, すき家 14.2 %

# 利益を測る仕組み

- 取引の記録 ---- 取引発生順のデータベース

現金	300	/	資本金	300
現金	200	/	借入金	200
商品	400	/	現金	400
売上原価	250	/	商品	250
売掛金	280	/	売上	280

- 取引の集計 ---- 項目別の整理

現金	100	借入金	200
商品	150	資本金	300
売掛金	280	売上	280
売上原価	250		

- この技術の名前は「複式簿記」      複式 = 2重、簿記 = 帳簿記入

# 利益を測る技術の誕生と普及

## ■複式簿記の誕生

- いつ : 遅くとも1400年代に
- どこで : 北イタリアで
- 誰が : 地中海貿易に従事した商人たちが

### 歴史上の証拠

数学者ルカ・パチョーリ(1445-1517)がヴェネツィアで1494年に出版した数学の教科書の一部で利益測定技術(複式簿記)を解説

## ■国際的な普及

- イタリア商人の活動によりヨーロッパ大陸各地へ伝播
- 1700年代 イギリスで製造業の会計(工業簿記)が追加
- ヨーロッパ人の移住によりアメリカへ伝播
- 日本へは明治の始めにアメリカから導入

福澤諭吉(訳)「帳合之法」 1873年(明治6年),慶應義塾出版局。

[原書] H.B.Bryant & H.D.Stratton, *Bryant and Stratton's Common School Book-keeping*, Ivison, Blakeman, Taylor & Company. 初版 1861.

# 利益を測る技術

# 人類の共有財産

## ■使われ続けた長い歴史

- \* イタリアの本（1494）から 525年
- \* 福澤諭吉の翻訳（1873）から 146年

## ■なぜ、こんなに長く使われ続けているのか

- \* 会社みずからが成績を把握するのに不可欠
- \* 会社をめぐる多くの人々の利害対立の調整
- \* 国全体の資金の配分を効率化

## ■歴史学者（ドイツ人 ゾンバルト）の言葉

「もし複式簿記がなければ、資本主義はこれほど発展していなかっただろう」。

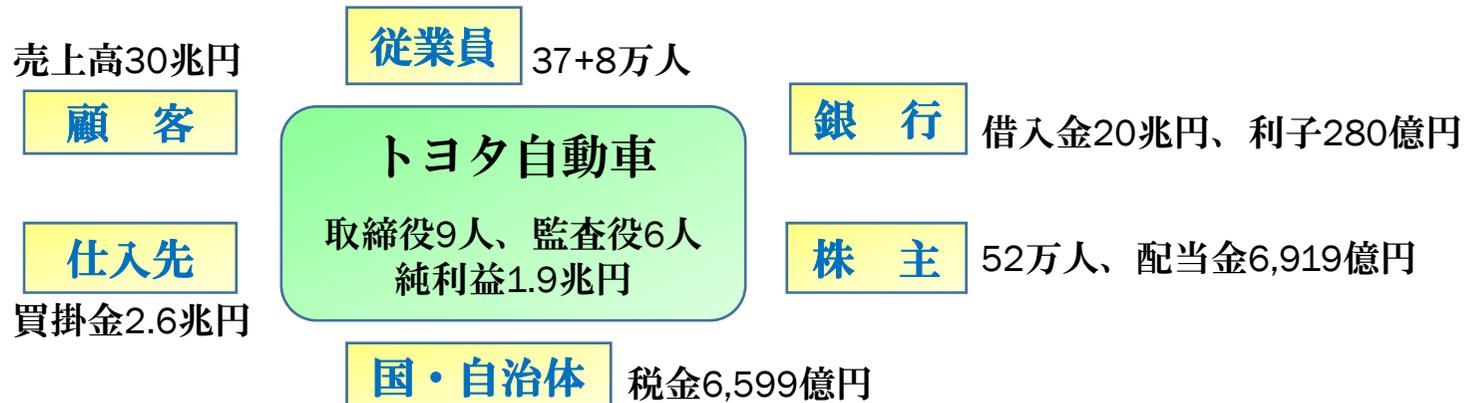
# 現代社会における企業会計の役割

- 企業会計をめぐる3つの法律
- 会社法の理念と利害調整機能
- 金融商品取引法の理念と情報提供機能

# 会社をめぐる利害関係

## ■たとえばトヨタ自動車の場合

(2019年3月末のデータによる)



## ■主要な関係者の関心事項

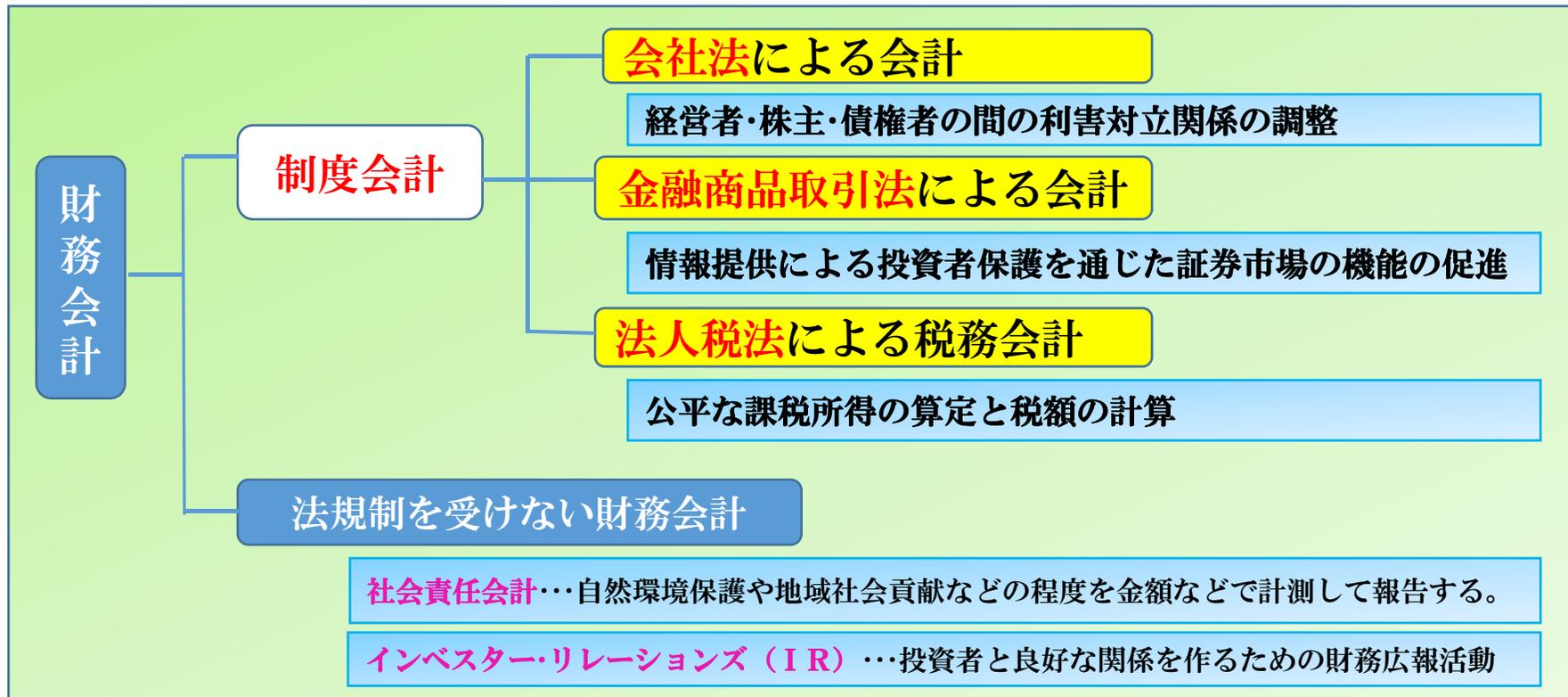
- 株主(投資者)：取締役は誠実で有能か、株価は値上がりするか
- 銀行：利子は支払われ、元金は返済されるか
- 取引先：取引価格は適切か、代金は支払われるか、アフターサービスを受けられるか
- 従業員：業績からみて給与水準は妥当か、退職金は支払われるか
- 国・自治体：納税額は適切か、規制や補助金は必要か

会社には、関係者との円滑な関係を保って良い経営をするために、自発的に情報提供をする動機がある。

# 企業会計をめぐる3つの法律

もともと会計報告は**自然発生的**→企業の社会的な**影響力が増大**

→企業に対する**法律の規制**→「**制度会計**」(法律の規制に基づいて行われる会計)



# 会社法の会計規制の理念：株式会社の光と影

## ■企業の種類と特徴

個人企業 vs 会社（合名会社・合資会社・合同会社・株式会社）

会社の種類	出資者の責任	出資と経営
合名会社	全員が無限責任	
合資会社	少なくとも一人が無限責任	
合同会社	全員が有限責任	出資者が経営を行う
株式会社	全員が <b>有限責任</b>	<b>株式制度</b> による <b>所有権の分割</b>

## ■株式会社は資金調達に関して有利

### ①株式制度による所有権の分割

多数の株式を発行すれば、個々人の出資額は零細でも、巨額資本が集まる。

→ 所有と経営の分離により、経営者に対して株主が不信感をもつ可能性。

### ②出資者は有限責任

会社が失敗しても、当初の出資額をあきらめればよく、個人財産は安全。

→ 債権者が相対的に不利なため、債権者の保護が必要。

# 会計による利害関係の調整

## 株式会社の光（資金調達の有利さ）がもたらす陰（利害対立）の解消

### ① 株式制度による所有権の分割 → 所有と経営の分離

- ・ 株主はオーナー（主人）なのに経営に関与できない。
- ・ 経営は、株主から資金を預かった経営者（代理人）が行う。
- ・ 経営者は株主の利益を最優先にすべき責任〔受託責任〕があるのに、自分の個人的な利益を優先する可能性がある。〔エイジェンシー問題〕
- ・ 株主は、経営者が資金を誠実に管理・運用し、成果を上げたかを監視する必要がある。  
⇒ 会社法は、経営者の人事を決める株主総会に先立って、財務諸表を株主に送って会計報告をするよう要求。株主はそれを読んで、経営者の誠実性と能力を評価し、投票に反映させる。----- 経営者と株主の利害調整

### ② 出資者は有限責任 → 債権者の利益を害するおそれ

- ・ 債権者は、経営者の人事や財産分配を決める株主総会に出席する権利がない。
- ・ 株主が会社財産を過度に流出させれば、債権者が貸した金は返ってこない。
- ・ 貸付の時点で、「儲けは分配してもよいが、元手は分配できない」という約束を結ぶ。
- ・ 約束が守られたかを確認するため、利益（当期＋過去からの繰越）を計算する。  
⇒ 会社法は、貸借対照表に基づいて配当の上限を規制する。----- 株主と債権者の利害調整

※ 財務会計がもつこの機能を利害調整機能という。

# 金融商品取引法の会計規制の理念

## ■証券市場の発達が利害対立に及ぼす影響

- ・株主が経営者に不信なら株式売却して自己の利益を守ればよい。  
⇒株主の関心事は、経営者の評価から投資の利益へ変化。
- ・株式や社債を売買する人々を（潜在的な者も含めて）投資者という。

## ■投資者の情報要求に応えることの社会的な重要性

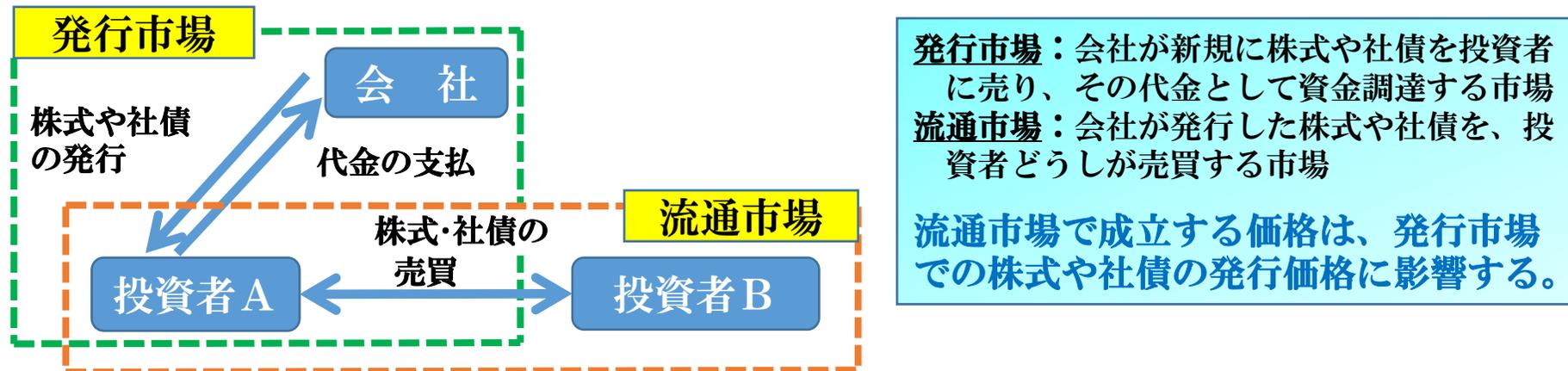
- ・企業の必要資金は、投資者が株式や社債を購入して提供しており、その資金は市場を通じて企業へ供給。
- ・証券市場が成立し機能するためには、企業から投資者への情報提供が不可欠。

G.A. Akerlof, "The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism,"  
*Quarterly Journal of Economics*, August 1970.

- ・アカロフの「レモンの市場」論文 2001年ノーベル経済学賞 受賞
  - ①中古車のオーナーは100万円で売りたい。②買主は欠陥車の可能性を疑う。70万なら買うけれど…。
  - ③70万では売りたいくないオーナーは、中古車市場から車を取り下げる。
  - ④別の中古車オーナーが、自分の車を70万で売りに出す。これが繰り返されると市場には本当の欠陥車ばかりがあふれる（逆選択）。→市場が崩壊してしまう。
- ・品質に不確実性がある財貨が取引される市場が成立するには、売主から買主への情報提供が必要。  
証券市場で取引される株式や社債も、その品質（安全性や収益性）が不確実である。

※ 企業から投資者へ財務報告を行って市場を成立させる役割を、会計の情報提供機能という。

# 金融商品取引法による会計



## ・ 企業内容開示制度 (ディスクロージャー制度)

発行市場 [不特定多数の人から1億円以上の資金調達をする会社]

- ① 有価証券届出書 (過去5年の経営実績を金融庁に届け出る)
- ② 目論見書 (会社から投資者に手渡す書面)

流通市場 [上場会社、ほか過去に1億円以上を不特定多数から調達した会社]

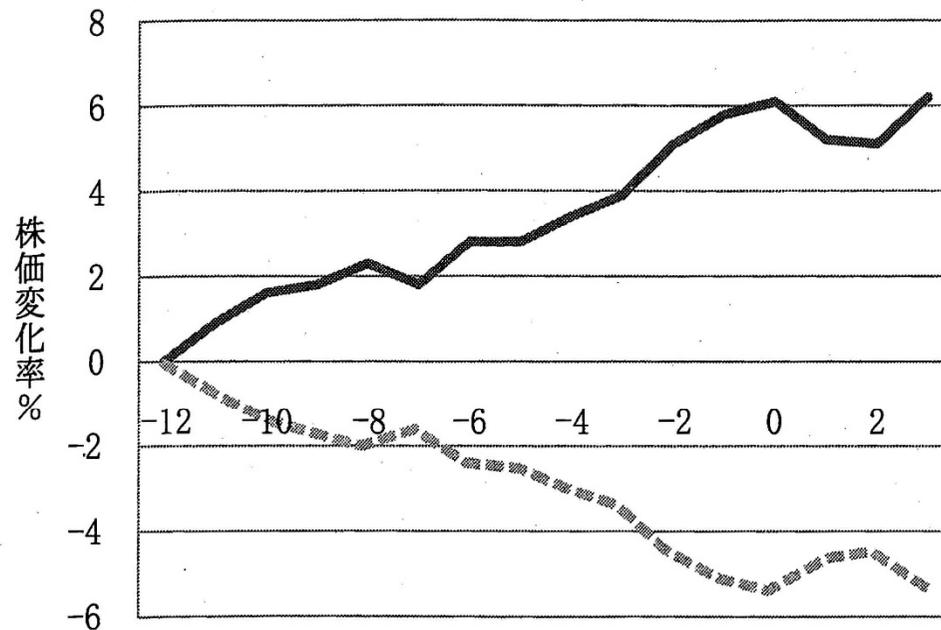
- ① 有価証券報告書 (年1回)、② 四半期報告書 (3ヶ月毎)、③ 臨時報告書

有価証券報告書と四半期報告書には財務諸表が含まれる。個別と連結がある。

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) で、金融庁に届出、誰でも閲覧可能

# 株価は利益業績と連動するか



決算発表月を0とした月次

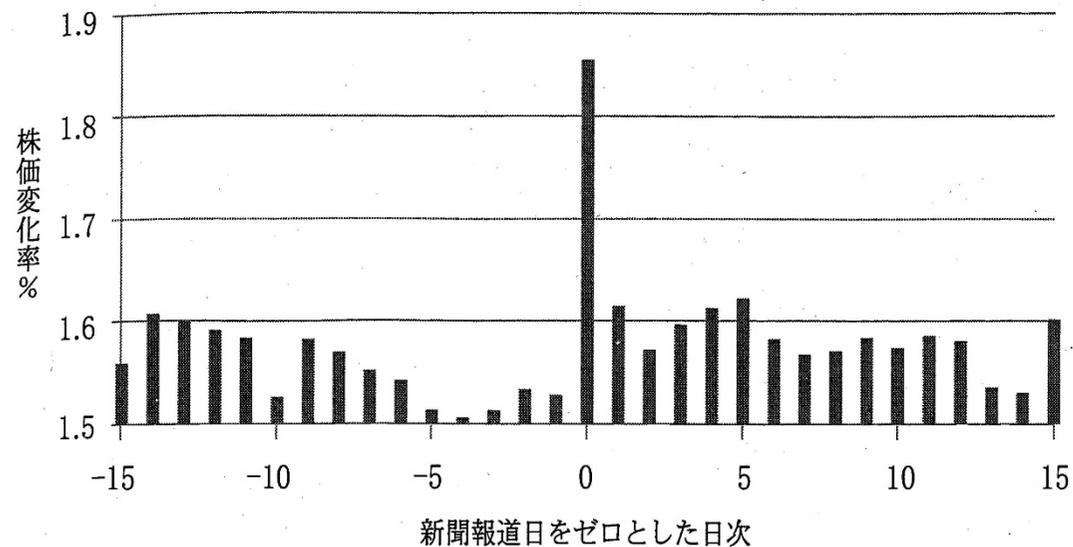
(出所) 桜井久勝 (1992) 「親会社利益と連結利益の情報内容比較」

- ① ROEが向上 (低下)  
→ 投資利益率が+ (-)
- ② 株価変動は発表月で終了  
事前に予測され織込済  
事前の予測は完璧か？

# 決算発表への株価反応

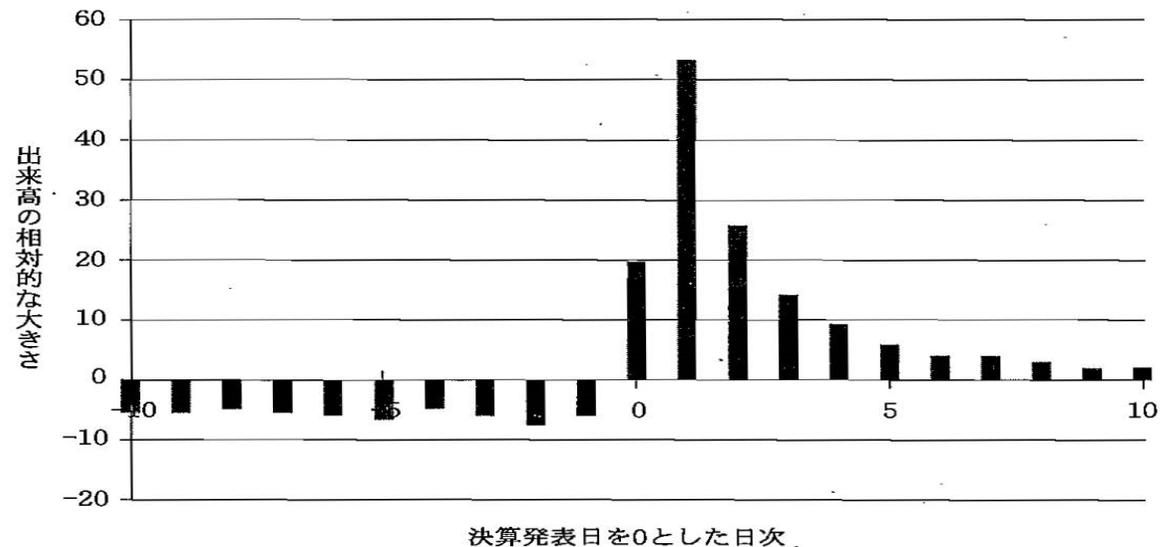
## 会計情報は現実に利用されているか

(事前予測が完璧なら、利益発表に反応なし)



(出所) 後藤雅敏(1997)『会計と予測情報』

# 決算発表への出来高反応



(出所) 音川和久(2009)『投資家行動の実証分析』

- (結論)
- 利益業績の事前予想と織込は完璧でなく、想定外の部分あり
  - 予想しきれなかったサプライズに対し、決算発表時に最終調整
  - これは会計情報が現実に利用されていることの証拠

---

# 会計情報の信頼性を保証する監査

- 利益操作の動機と予防の仕組み
- 公認会計士の使命と仕事
- 公認会計士への道

# 財務諸表の信頼性

## ■ 財務諸表は会社の成績表

会社法のもとで、利害調整に利用され、

金融商品取引法のもとで、情報提供に利用され、資本市場の機能を促進する。

ただし、財務諸表は会社自身が作成するので、常にすべてが真実とは限らない。

## ■ 会社が会計を操作する動機（とくに利益操作）

### 〈利益捻出〉

① 有利な資金調達 ----- 銀行借入、社債発行、新株発行のいずれも、利益が大きいほど有利

② 経営者の個人的利益 ----- 地位の保身、利益連動報酬、ストックオプション

### 〈利益圧縮〉

③ 節税 ----- 利益と税金は連動するので、税金を減らすために利益を削減

④ 有利な交渉の展開 ----- 利益が多すぎると各種の交渉（取引価格・賃上げ・増配など）で不利

## ■ 利益操作を防止する仕組み

○ 不正防止のために会社法が定める企業統治のための機関設計

○ 守るべき会計ルールの制定 ----- 一般に公正妥当と認められる企業会計基準の制定

○ 独立した専門家（公認会計士）による監査

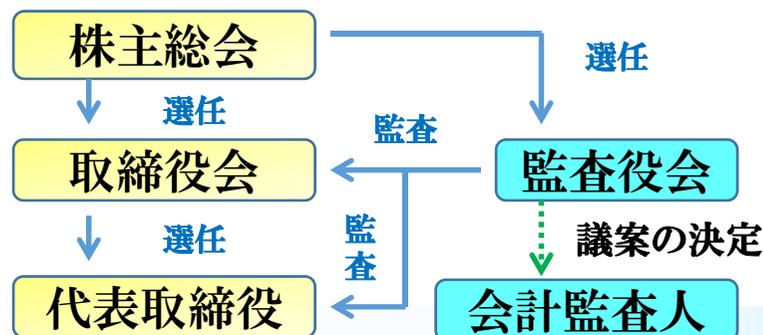
# 株式会社の統治制度

コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance)

## ・ 株式会社の種類と機関設計

会社の経済規模 株式売買の自由度	大会社 (資本金5億円以上、 または負債総額200億円以上)	中小会社 (大会社以外の株式会社)
<b>公開会社</b> (=株式譲渡制限のない株式を 発行している会社)	① 取締役会+監査役会+会計監査人 ② 取締役会+委員会+会計監査人	③ 取締役会+監査役 ④ 取締役会+監査役会 ②
<b>非公開会社</b> (=すべての株式について譲渡 制限がある会社)	⑤ 取締役+監査役+会計監査人 ⑥ 取締役会+監査役+会計監査人 ① ②	⑦ 取締役だけ、 ⑧ 取締役+監査役 ⑨ 取締役会+会計参与 ② ③ ④

## ・ 日本の伝統的な機関設計



**株主総会**：株主が出席して会社経営の重要事項を決定  
(取締役・監査役の人事など)

**取締役会**：株主総会で選出された経営者たちで構成され日常の  
経営業務を決定し、代表取締役を監督

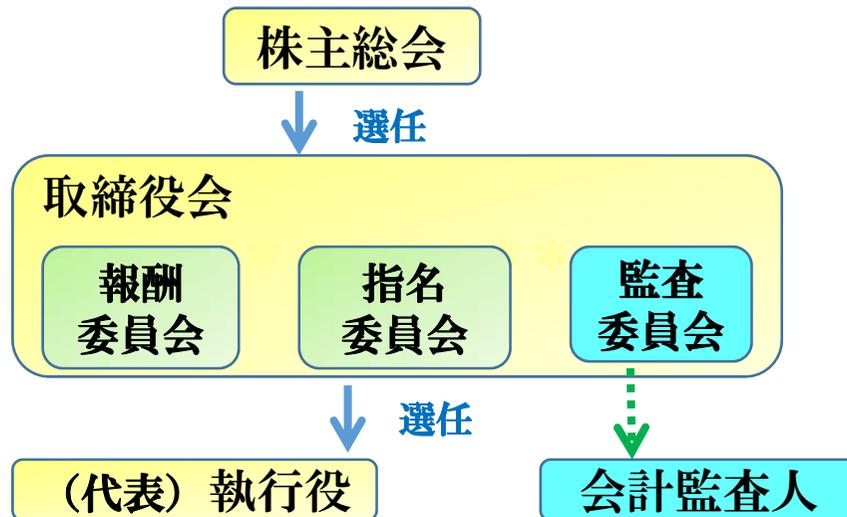
**代表取締役**：会社を代表する経営者

**監査役会**：会社の業務と会計を監査するチェック役、  
総会に提示する会計監査人の選任議案を決定

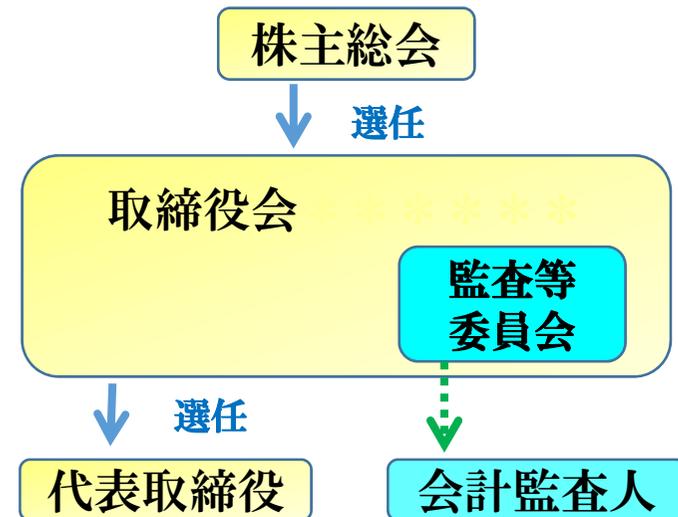
**会計監査人**：会社の会計を監査する公認会計士

# 委員会を設置する新しい統治制度

## 指名委員会等 設置会社 (2.9%)



## 監査等 委員会設置会社 (24.4%)



委員会は3名以上の取締役で構成され、その過半数は社外取締役でなければならない。

\*報酬委員会・・・取締役と執行役の報酬を決める。

\*指名委員会・・・株主総会に提案する取締役の候補者を決める。

\*監査(等)委員会・・・取締役と執行役の職務を監査する。会計監査人の選任議案を決定する。

実例：ソニー、日立製作所、イオン、東芝、オリックスなど

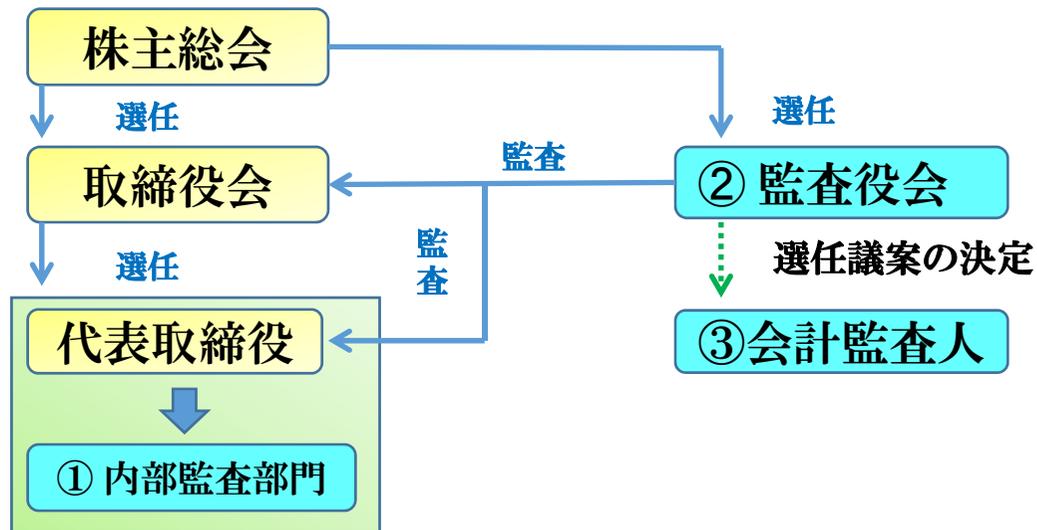
実例：三菱重工業、ユニチャーム、ABCマート、電通など

# 日本企業が守るべき会計ルール

根拠法令		株式会社の区分	個別財務諸表	連結財務諸表
会社法	金融商品取引法	① 上場会社 (約3,700社)	日本基準	次のいずれか 日本基準 国際会計基準 米国基準 修正国際基準
		② 非上場の 有価証券報告書提出会社 (①を含んで4,069社 H29)		
		③ 会社法の大会社 (①②と重複して約10,000社)		作成義務なし
		④ その他の株式会社 (①②③を含んで約252万社 H29)		

- **日本基準** --- 企業会計審議会、および企業会計基準委員会(2001年以降)が定めた会計基準
- **国際会計基準** --- 国際会計基準 (IAS) 1~41号 + 国際財務報告基準 (IFRS) 1~17号  
住友商事、JT、武田薬品、パナソニック、ホンダなど**185社** (2019年4月現在)
- **米国基準** トヨタ自動車、ソニーなど、古くからのニューヨーク上場企業 **10社**
- **修正国際基準** --- 国際会計基準のうち、日本基準と著しく異なる2点だけを除いた会計基準であるが、採用企業なし

# 3つの監査制度



## ① 内部監査

- ・ 経営目標達成のために、経営者みずからが社内に設けた専門部門に行わせる調査。業務効率化や不正防止を主目的とする。

## ② 監査役監査（監査委員会監査）

- ・ 株主総会が選任した者から成る監査役会（監査委員会）が、取締役の職務執行の適否について行う調査。
- ・ 取締役の職務執行における法令・定款の順守（業務監査）と、適正な財務諸表の作成（会計監査）を主目的とする。

## ③ 公認会計士監査（会計監査人監査）

- ・ 会社から独立した会計専門家である公認会計士が、財務諸表の適正性について行う調査。
- ・ 会社法は「会計監査人監査」とよび、大会社に対して強制。

金融商品取引法は「公認会計士監査」とよび、上場会社などに対して強制。

# 公認会計士の使命と仕事

## ■ 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」

## ■ 公認会計士の主要な仕事

### (1) 財務諸表の適正性に関する監査

会社法の会計監査人監査と、金融商品取引法の公認会計士監査は、公認会計士だけに認められた独占業務

### (2) 企業経営に関する助言や指導

新規上場の支援、会社の組織再編の助言、経営コンサルティング、税務業務など

## ■ 「良き人生」のための三条件

### ① 専門能力を生かして社会に貢献したという達成感

会社をめぐる不正や虚偽情報を予防・摘発し、社会正義を促進する。

### ② 周りの人々による、立派な人物としての認知

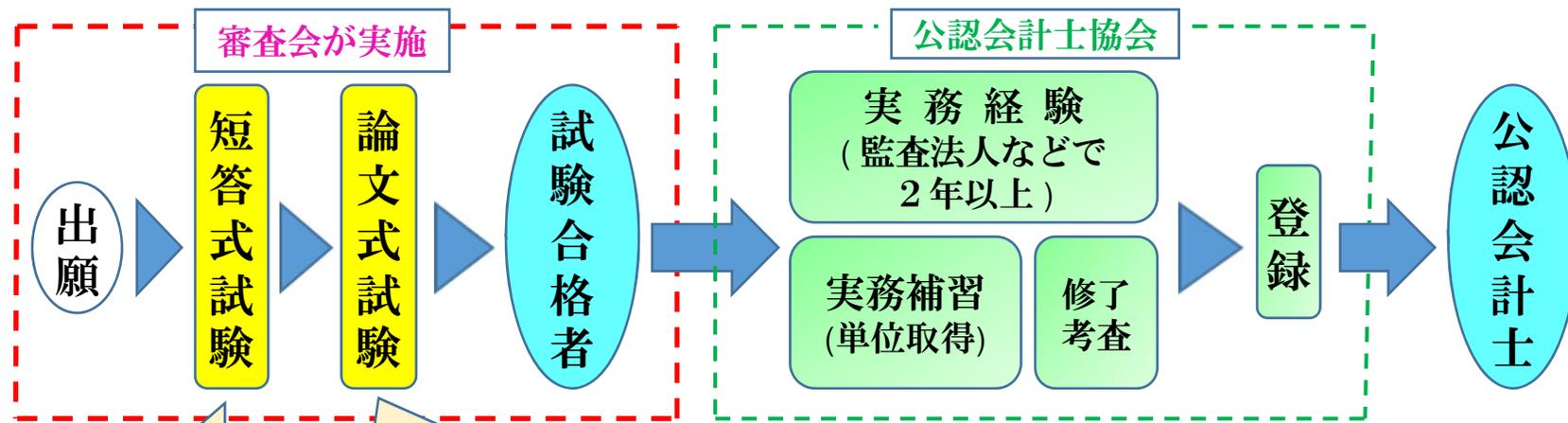
公認会計士は、国家試験に合格した者だけに与えられる資格である。

### ③ 努力と能力に見合った経済的報酬

一例として、上場会社の初任給 vs 監査法人の初任給 を比較すると・・・。

# 公認会計士への道

## ■公認会計士の試験制度



**4科目**  
**試験は12月と5月**  
 財務会計論  
 管理会計論  
 監査論  
 企業法

**5科目**  
**試験は8月**  
 <必須科目>  
 会計学  
 監査論  
 企業法  
 租税法  
 <選択科目>  
 (1科目)  
 経営学  
 経済学  
 民法  
 統計学

- \* 試験は年齢・学歴に関係なく誰でも受験できる。
- \* 短答式試験の合格者は、その後2年間にわたり、短答式試験の受験を免除される。
- \* 論文式試験が不合格の場合でも、高得点科目はその後2年間にわたり、その科目の受験が免除される。
- \* 実務経験は、試験合格の前後いずれでもよい。

## ■平成30年度の合格実績

試験合格者1,305人 ÷ 願書提出者 11,742人 = 11.1%

試験合格者1,305人 ÷ 論文式受験者3,678人 = 35.5%

# ご清聴ありがとうございました。

輝かしい未来を築くために  
充実した大学生活を送ってください。

## 櫻井久勝 自己紹介

**略 歴** 1952年生まれ  
 1971年4月～1979年3月 学生として神戸大学経営学部・大学院に在学  
 この間に 1977年3月 公認会計士 登録  
 1979年4月～2016年3月 教員として神戸大学経営学部に勤務  
 この間に 1992年10月 神戸大学から博士(経営学)の学位取得  
 2016年4月～2019年3月 教員として関西学院大学商学部に勤務  
 この間に 2015年9月～2018年9月 日本会計研究学会 会長  
 2019年4月～ 公認会計士・監査審査会 会長

**主要著書**

- ① 『会計利益情報の有用性』 千倉書房、1991年3月。(博士論文)
- ② 『財務会計講義』 中央経済社、初版1995年、第20版2019年。
- ③ 『財務諸表分析』 中央経済社、初版1996年、第7版2017年。
- ④ 『会计学入門』 日経文庫、初版1996年、第5版2018年。
- ⑤ 『財務会計・入門』 有斐閣、初版1998年、第12版補訂2019年。(共著)
- ⑥ 『テキスト国際会計基準』 白桃書房、初版2001年、新訂第7版2018年。(編著)